

笠松町法定外公共物の用途廃止等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠松町が管理する法定外公共物の用途廃止、付替え、寄附、交換及び売払いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「法定外公共物」とは、笠松町法定外公共物管理条例（平成15年笠松町条例第1号。以下「条例」という。）第2条に規定するものをいう。

(用途廃止及び売払い基準)

第3条 町長は、用途廃止の申請があった法定外公共物について、次の各号のいずれかに該当し、公共の用に供する必要がないと認めるときは、当該法定外公共物の用途の全部又は一部を廃止し、売払いをすることができる。

(1) 既に法定外公共物としての機能を喪失し、将来的にも機能回復する必要がないと認められる場合

(2) 法定外公共物の代替施設の設置により、存置の必要がなくなったと認められる場合

(3) 造成工事等の地域開発により、区画形質の変更が行われ、その造成区域内に存置する必要ないと認められる場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物として存置する必要ないと町長が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、法定外公共物の用途廃止をすることができない。

(1) 機能を喪失していない道路、水路等公共物の機能を低下させる場合

(2) 将来、道路その他の公共施設予定地として存置する必要がある場合

(3) 代替施設等（付替えにより新設された施設をいう。以下同じ。）の付替え工事が行われても、付替え財産の寄附が完了していない場合

(4) 周囲の状況から見て、当該法定外公共物の前後が公共物としての機能を有していると認められる場合

(5) 用途廃止の申請をした者と隣接土地所有者及び利害関係人との調整がつかず、用途廃止の同意が得られない場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物として存置する必要があると町

長が認めた場合

3 町長は、公益上必要があると認められる場合は、法定外公共物を無償譲渡又は適正時価で売払いをすることができる。

(付替え基準)

第4条 法定外公共物の付替えは、次に掲げる要件を備える場合に行うものとする。

(1) 法定外公共物の機能を低下させるものでないもの

(2) 代替施設等が、次のいずれにも該当し、町に寄附することができるものであること。

ア 代替施設等が、従前の施設と比較して機能的及び財産的に価値が同程度又はそれ以上であると認められるものであること。

イ 代替施設等が、設置した者のみでなく公衆に利便をもたらすものであること。

ウ 代替施設等に係る私有土地について、所有権以外の権利の設定がされていないこと。

エ 代替施設等の設置について、公共施設の管理者と事前に十分協議がなされていること。

オ 寄附受納に係る代替施設等の引き渡しを当該代替施設等の工事完了検査後にすること。

(事前協議)

第5条 法定外公共物の用途廃止又は付替えの申請をしようとする者は、法定外公共物用途廃止等事前協議申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、事前に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 周辺の土地利用状況図

(2) 公図の写し

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 各筆調書

(6) 占拠事情調書

(7) 買受誓約書

(8) 隣接土地所有者の承諾書

(9) 利害関係人の同意書

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(適否の判定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、用途廃止又は付替えの適否を決定するとともに、法定外公共物用途廃止等事前協議回答書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(用途廃止の申請)

第7条 法定外公共物の用途廃止を申請しようとする者は、法定外公共物用途廃止申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図の写し

(3) 現況平面図

(4) 計画平面図

(5) 境界確定図(地積測量図、実測平面図、求積図等を含む。)

(6) 各筆調書(様式第4号)

(7) 占拠事情調書(様式第5号)

(8) 買受誓約書(様式第6号)

(9) 隣接土地所有者の承諾書(様式第7号)

(10) 利害関係人の同意書(様式第8号)

ア 土地改良区等水利権者又は農業委員(農業用施設として利用されていない場合)は不要)

イ 地元町内会長(道路又は水路等で不特定多数の者に關係があるもの)

(11) 現況写真及び写真方向図

(12) 申請者が隣接土地について権限を有することを証明する書類(土地登記事項証明書又は土地売買契約書の写し)

(13) 代理人により申請する場合は委任状(様式第9号)

(14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の書類のうち、現況平面図、計画平面図及び境界確定図については、土地家屋調査士、測量士又は測量士補が作成したものとする。

(用途廃止の決定)

第8条 町長は、用途廃止処分の決定をしたときは、その旨を法定外公共物用途廃止決定通知書(様式第10号)により、速やかに当該申請をした者に通知しなければならない。

(付替えの申請)

第9条 法定外公共物の用途廃止を受けるため、当該法定外公共物の付替え工事をしようとする者（この条及び次条において「申請者」という。）は、法定外公共物付替工事施工許可申請書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 付替えの理由書
- (2) 工事計画説明図書
- (3) 代替施設等を設置する土地（以下「代替地」という。）に隣接する土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該土地所有者の法定外公共物の付替えに関する承諾書（様式第12号）及び当該土地に係る登記事項証明書、代替地が申請者以外の所有である場合は、当該所有者の登記事項証明書
- (4) 水路の付替えについては、代替水路の断面を決定した理由及び根拠となる計算書
- (5) 申請者が代替地について権限を有することを証する書面（登記事項証明書又は土地売買契約書の写し等）
- (6) 位置図
- (7) 公図の写し
- (8) 現況平面図
- (9) 横断図（新旧）
- (10) 構造図（新旧）
- (11) 求積図（新旧）
- (12) 利用計画平面図
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(付替えの許可)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、必要な審査を行い、承認すべきものと認めたときは、法定外公共物付替工事施工許可書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。

(工事の完了の届出)

第11条 前条の規定により許可を受けた者は、工事完了後速やかに工事完了届（様式第14号）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

(寄附の申込み)

第12条 代替施設等を町に寄附しようとする者は、寄附申込書（様式第15号）に

次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 寄附する土地の登記事項証明書
- (5) 工作物、附属物等の調書及び構造図等並びに附属物位置図
- (6) 占用物件の調書、構造図等及び占用物件表示図
- (7) 工作物、附属構造物等の帰属承諾書
- (8) 現況写真及び写真方向図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(寄附の受納)

第13条 町長は、前条の規定による寄附申込書を受理したときは、その内容を審査し、寄附受納すべきものと認めたときは、寄附受納書（様式第16号）により寄附の申込みをした者に通知するものとする。

2 法定外公共物として寄附受納した代替施設等について、引き渡し後一年以内に施工不良箇所等が見つかったときは、設置した者はこれを手直ししなければならない。
(交換の申請)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共物付替え工事により用途廃止をするため不用となった土地（以下「不用地」という。）と町に帰属する土地（以下「付替え地」という。）を交換することができる。

- (1) 不用地と付替え地が同面積であるとき。
- (2) 不用地の面積が付替え地の面積を上回る場合には、その面積差分を有償払下げにて清算するもの
- (3) 不用地の面積が付替え地の面積を下回る場合には、その面積差分を無償寄附にて清算するもの

2 町長は、第9条の規定により法定外公共物付替工事施工許可申請書の提出があったものについて、前項の規定に基づき、財産の処理を交換で行うことの適否を審査するものとする。

3 前項の審査の結果、財産の処理を交換で行うことが適當と認められた場合は、当該付替えの申請をした者は、普通財産交換申請書（様式第17号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図

- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 計画平面図
- (5) 境界確定図（地積測量図、実測平面図、求積図等を含む。）
- (6) 各筆調書（普通財産、交換財産）
- (7) 占拠事情調書（普通財産、交換財産）
- (8) 隣接土地所有者の承諾書
- (9) 利害関係人の同意書
- (10) 現況写真及び写真方向図
- (11) 登記事項証明書（普通財産、交換財産）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(売払いの申請)

第15条 町長は、第8条による用途廃止の決定及び当該保存登記を完了した普通財産について、当該普通財産の隣接土地所有者に対して売払うことができる。

2 売払いの申請をしようとする者は、第8条による法定外公共物用途廃止決定通知書を受領したときは、普通財産売払申請書（様式第18号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 計画平面図
- (5) 境界確定図（地積測量図、実測平面図、求積図等を含む。）
- (6) 各筆調書
- (7) 占拠事情調書
- (8) 隣接土地所有者の承諾書
- (9) 利害関係人の同意書
- (10) 現況写真及び写真方向図
- (11) 登記事項証明書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(財産の処理)

第16条 町長は、法定外公共物の用途廃止に伴う売払い、付替えに伴う交換等財産の処理をすることが適当と認めたものについて、笠松町財産の交換、譲与、無償貸

付等に関する条例（昭和39年笠松町条例第10号）、笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年笠松町条例第9号）及び笠松町公有財産及び債権の管理に関する規則（昭和41年笠松町規則第12号）の規定により処理するものとする。

（普通財産の整理）

第17条 用途廃止をした法定外公共物の表示及び保存登記に係る費用をはじめ、用途廃止、付替え、交換、売払い等の手続きに要する費用については、公共事業に係る特別な場合を除いて、申請者の負担とする。ただし、町長が特別の事由があると認めた場合は、町がその費用の一部又は全てを負担することができる。

（提出）

第18条 この要綱により提出する申請書並びに添付する書類、写真及び図面については、それぞれ2部提出するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行目前において、申請者の任意様式によって提出された書類については、その記載内容を町長が適正と認めたものに限り、この要綱により作成されたものとみなす。